

○犬山市パブリックコメント手続実施要綱

平成18年4月10日要綱第23号

改正

令和元年12月13日要綱第44号

犬山市パブリックコメント手続実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメントの手続に関し必要な事項を定め、市が市民生活に大きく関わる施策を決定する過程における市政への市民参加の機会の拡大、公正の確保及び透明性の向上を図り、協働のまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「パブリックコメント手続」とは、市の施策を決定する過程において当該施策に係る計画、方針等（以下「計画等」という。）を広く公表し、市民等から計画等に対する意見を広く募集し、当該意見に対する市の考え方等を公表するとともに、当該意見を考慮した上で意思決定を行う一連の手続をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいう。

3 この要綱において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内の学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、パブリックコメント手続に係る案件に利害関係を有するもの

(対象)

第3条 実施機関は、計画等の策定若しくは改正又は広く市民等に適用される制度の制定若しくは改廃（以下「計画等の策定」という。）を行おうとするときは、パブリックコメント手続を経るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリックコメント手続を経ることなく、計画等の策定を行うことができる。

(1) 意見聴取の手続が法令により定められている場合

(2) 市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する事項を定める場合

(3) 実施機関の裁量の余地がないと認められる場合

(4) 実施機関が緊急を要すると認める場合

(5) 実施機関が軽微な案件であると認める場合

(計画等の公表)

第4条 実施機関は、計画等の策定を行おうとするときは、計画等の案及び必要な関連資料（以下「計画等の案」という。）を公表するものとする。

2 前項の場合において、実施機関は、パブリックコメント手続の実施について広報への掲載等により市民等に周知するものとする。

3 実施機関は、計画等の策定の意思決定を行う前の適切な時期に前2項の公表及び周知を行うものとする。

4 実施機関は、計画等の案及び資料を市役所及び実施機関が必要と認める施設で閲覧に供し、又は配布するとともに、市ホームページに掲載する等、市民等が容易に内容を知ることができる方法により公表するものとする。

(意見の提出)

第5条 実施機関は、市民等が計画等の案について意見を提出するために必要な期間を勘案して意見の提出期限を定めるものとする。

2 公表された計画等の案について意見の提出をしようとする市民等は、住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）並びに連絡先を明記して提出しなければならない。

3 意見の提出は、郵便、ファクシミリ、電子メールその他実施機関が適当と認める方法により行うものとする。

(市の考え方の公表)

第6条 実施機関は、提出された意見に対する市の考え方をまとめ、提出された意見の概要と併せて公表するものとする。

2 前項の公表は、市ホームページに掲載する等、市民等が容易に内容を知ることができる方法により行うものとする。

(施策の決定と公表)

第7条 実施機関は、第5条の規定により提出された意見を考慮して、施策に係る意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、提出意見（提出意見がなかった場合にあっては、その旨）並びに提出意見を考慮した結果（パブリックコメント手続を実施した計画等の案と決定した施策との差異を含む。）及びその理由を公表するものとする。ただし、提出された意見のうち、公表することにより第三者の権利又は利益を害するおそれがあるものその他公表の必要がないと認めるものについては、その一部又は全部を公表しないことができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月10日から施行する。

附 則（令和元年12月13日要綱第44号）

この要綱は、令和元年12月13日から施行する。